

議案第52号 説明資料

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例						
○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)					○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)						
第1条～第7条 略					第1条～第7条 略						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
略					略						
29	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の謄本若しくは抄本の交付	戸籍の附票謄抄本交付手数料	1通につき 250円	交付のとき		29	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の謄本若しくは抄本の交付	戸籍の附票謄抄本交付手数料	1通につき 250円	交付のとき	
						29の2	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの謄本若しくは抄本の交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき 250円	交付のとき	
30	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の謄本若しくは抄本の交付	住民票謄抄本交付手数料	1通につき 250円	交付のとき		30	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の謄本若しくは抄本の交付	住民票謄抄本交付手数料	1通につき 250円	交付のとき	

現 行 条 例						改 正 条 例					
						30 の 2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票の写し又は除票に記載事項証明書の交付手数料	1 通につき 250円	交付のとき	
30 の 2	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の謄本若しくは抄本の交付の特例	住民票謄抄本の広域交付手数料	1 通につき 250円	交付のとき		30 の 3	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の謄本若しくは抄本の交付の特例	住民票謄抄本の広域交付手数料	1 通につき 250円	交付のとき	
30 の 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして、町長が認めた場合を除く。）	個人番号カード再交付手数料	1 枚につき 800円	交付のとき		30 の 4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項に基づく個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして、町長が認めた場合を除く。）	個人番号カード再交付手数料	1 枚につき 800円	交付のとき	
30 の 4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第	通知カード再交付手数料	1 枚につき 500円	交付のとき							

現 行 条 例	改 正 条 例																						
<table border="1"><tr><td data-bbox="125 252 481 502"><u>11条第1項に規定する 通知カードの再交付 (通知カードの追記欄 の余白がなくなったと きその他の再交付がや むを得ないものとし て、町長が認めた場合 を除く。)</u></td><td data-bbox="481 252 638 502"></td><td data-bbox="638 252 795 502"></td><td data-bbox="795 252 952 502"></td><td data-bbox="952 252 1108 502"></td></tr><tr><td colspan="5" data-bbox="125 502 1108 561">略</td></tr></table>	<u>11条第1項に規定する 通知カードの再交付 (通知カードの追記欄 の余白がなくなったと きその他の再交付がや むを得ないものとし て、町長が認めた場合 を除く。)</u>					略					<table border="1"><tr><td data-bbox="1169 252 1227 502"></td><td data-bbox="1227 252 1527 502"></td><td data-bbox="1527 252 1684 502"></td><td data-bbox="1684 252 1841 502"></td><td data-bbox="1841 252 1998 502"></td><td data-bbox="1998 252 2154 502"></td></tr><tr><td colspan="6" data-bbox="1169 502 2154 561">略</td></tr></table>							略					
<u>11条第1項に規定する 通知カードの再交付 (通知カードの追記欄 の余白がなくなったと きその他の再交付がや むを得ないものとし て、町長が認めた場合 を除く。)</u>																							
略																							
略																							